

# にいかわ信用金庫 フラット35 商品概要(借換融資を除きます。)

2024年10月1日現在

商 品 名	にいかわ信用金庫フラット35											
お申込みいただける方	<p>次の要件すべてを満たす個人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込時の年齢が満70歳未満の方。(親子リレー返済を利用される場合は、満70歳以上の方もご利用可能)</li> <li>・ 日本国籍を有する方、永住許可を受けている方または特別永住者の方。</li> <li>・ 当金庫の出資会員となる資格を有する方。</li> <li>・ 反社会的勢力に該当しない方。</li> <li>・ 年収に占めるすべてのお借入の年間合計返済額の割合(=総返済負担率)が次の基準を満たしている方</li> </ul> <p>※収入を合算することができる場合もあります。</p>	<table border="1"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table>	年収	400万円未満	400万円以上	基準	30%以下	35%以下				
年収	400万円未満	400万円以上										
基準	30%以下	35%以下										
お 使 い み ち	<p>お申込みご本人、またはご親族がお住まいになるための新築住宅の建設購入資金。 お申込みご本人、またはご親族がお住まいになるための中古住宅の購入または中古住宅購入+リフォーム工事資金。 お申込みご本人が週末等に利用する住宅(セカンドハウス)の建設購入資金。</p> <p>※ 第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。 ※ セカンドハウスを取得するためのフラット35(機構または旧住宅金融公庫の直接融資を含みます。)を二重に借り入れることはできません。 ※ 借り換えの取扱いは、にいかわ信用金庫にお問い合わせください。</p>											
対 象 と な る 住 宅	住宅金融支援機構が定めた技術基準の概要に適合する住宅であること。											
お 借 入 額	100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分に関するものを除きます。)以内。											
お 借 入 期 間	<p>15年以上(申込人本人の年齢が60歳以上の場合は10年以上)(1年単位)で、かつ次のいずれか短い年数が上限。</p> <p>① 申込人の完済時年齢が80歳未満となる期間(「80歳」-「お申込時の年齢(1年未満切上げ)」) ② 35年</p>											
お 借 入 金 利	<p>全期間固定金利</p> <p>ご返済期間、融資率、加入する団体信用生命保険の種類などに応じて、お借入金利が異なります。</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>返済期間20年以下</td> <td>返済期間35年以下</td> </tr> <tr> <td>融資率9割以下</td> <td>1.43%</td> <td>1.82%</td> </tr> <tr> <td>融資率9割超</td> <td>1.54%</td> <td>1.93%</td> </tr> </table>		返済期間20年以下	返済期間35年以下	融資率9割以下	1.43%	1.82%	融資率9割超	1.54%	1.93%	
	返済期間20年以下	返済期間35年以下										
融資率9割以下	1.43%	1.82%										
融資率9割超	1.54%	1.93%										
ご 返 済 方 法	元利均等毎月払い、又は元金均等毎月払い 6ヶ月ごとのボーナス払い(お借入額の40%以内(1万円単位)も併用できます)											
担 保	お借入の対象となる住宅及びその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。 抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。											
保 証 人 ・ 保 証 料 繰上返済手数料	必要ありません。											
団 体 信 用 生 命 保 険	<p>加入する団体信用生命保険に応じて、お借入金利が異なります。</p>	<table border="1"> <tr> <td>新機構団信</td> <td>借入金利±0.00%</td> </tr> <tr> <td>新機構団信(ペア連生団信)の場合</td> <td>借入金利+0.18%</td> </tr> <tr> <td>新3大疾病付機構団信の場合</td> <td>借入金利+0.24%</td> </tr> <tr> <td>健康上の理由その他の事情で団信加入できない場合</td> <td>借入金利▲0.20%</td> </tr> </table>	新機構団信	借入金利±0.00%	新機構団信(ペア連生団信)の場合	借入金利+0.18%	新3大疾病付機構団信の場合	借入金利+0.24%	健康上の理由その他の事情で団信加入できない場合	借入金利▲0.20%		
新機構団信	借入金利±0.00%											
新機構団信(ペア連生団信)の場合	借入金利+0.18%											
新3大疾病付機構団信の場合	借入金利+0.24%											
健康上の理由その他の事情で団信加入できない場合	借入金利▲0.20%											
火 災 保 険	ご返済を終了するまでの間、お借入の対象となる住宅に原則借入額以上の火災保険を加入していただきます。											
融 資 事 務 取 扱 手 数 料 物 件 検 査 手 数 料	<p>・ ご融資実行時に融資事務取扱手数料が別途かかります。融資事務取扱手数料=融資金額 × 1.10%(消費税込) (例)ご融資金額が 2,000 万円の場合、融資事務手数料は、220,000 円となります。</p> <p>・ 物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者によって異なり、お客さまのご負担となります。</p>											
そ の 他	<p>・ 外国籍の方がお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。</p> <p>・ にいかわ信用金庫および住宅金融支援機構所定の審査がございます。審査結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、融資率が9割を超える場合は、9割以内の場合と比較して、ご返済の確実性などをより慎重に審査を行ないます。</p> <p>・ 機構では、転送不要郵便にて融資住宅あてに融資額残高証明書をお送りすること等により、申込ご本人またはそのご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。</p>											
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	<p>&lt;苦情処理措置&gt; 本商品の苦情等は、営業日にお取引のある店舗又は当金庫お客様相談窓口(電話:0765-24-1916 9時~17時、)までお申し出ください。</p> <p>&lt;紛争解決措置&gt; 富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業時間(9時~17時)に、当金庫お客様相談窓口又は全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。</p>											